

2014年 3月24日

No.193

又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 東 篤

富山市下新町 8-16

TEL 076-441-0800

HP: www.s-mataichi.com

2014年3月20日 総務委員会

地方税法等改正案・地方交付税法等改正案に対する反対討論

社会民主党 又市征治

私は、社会民主党・護憲連合を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案・地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対討論を行います。

以下、反対の理由を申し上げます。

第一は、10兆5938億円にもものぼる財源不足への対応です。4年連続で改善はしているものの、依然として19年連続して地方交付税法第6条の3第2項に該当しています。2014年度から16年度も臨時財政対策債による国・地方の「折半ルール」の延長で対処していますが、本来、地方交付税法定率の引き上げを行うべきです。

第二は、地方交付税の恣意的算定の拡大です。がんばる地域を応援するとした地域の元気創造事業費3500億円について、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や経済活性化の成果指標を反映して算定するとされています。国による選別的、政策誘導的、恣意的な算定の拡大は地方交付税の性格から問題です。

第三は、偏在是正のあり方についてです。国と地方の協議も不十分で、地方の総意もないまま、法人住民税を一方的に国が召し上げて水平的調整を進めようとするのは、分権に反するし、国の財源保障責任を後退させかねません。

第四は、地方から廃止要望が出されている臨時財政対策債の扱いです。今回、6180億円、9.9%減の5兆5952億円となりましたが、減少は新規分であり、過去に発行された既往分の元利償還分の発行が増えていることはタコの足喰いのようなものです。今後、合併特例債の元利償還費や維持保守費などとともに、地方財政を圧迫することが懸念されます。

第五は、消費税増税分の取り扱いについてです。消費税増税によって7028億円増となりますが、社会保障の充実に充てられるのは2700億円に過ぎず、使い道も決まっています。地域に根差した独自の社会保障経費の充実にどう図っていくのかが明確ではありません。

第六は、地方税について、復興支援のための税制措置や新築住宅に係る固定資産税の減税の延長、既存建築物の耐震改修促進等は賛成ですが、国家戦略特区における企業優遇税制の創設、地方の足として欠くことのできない軽自動車税の増税について国民への十分な説明と理解がなされていないこと、自動車取得税の代替財源も確保されていないこと等も問題です。

少子高齢化・人口減少時代に対応した、安心できる持続的な地方税財政制度の再構築に取り組むべきことの重要性を強調し、反対討論と致します。

